2025年 保存版

海南市空き家の手引き

空き家を**適切に管理**して 3つのあんしんを手に入れよう!

トラブル・事故の回避

経済的負担の 軽減 資産価値の 維持



令和5年 12月13日施行 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや~」



もくじ [Contents]

● 「空き家」を



15

16

18

19

20

| 賃貸のこと |
|--|
| |
| ▶解体のこと |
| リフォームのこと |
| ▶ 空き家の相談窓□ ・・・・・・・・ |
| ・ 空き家バンク |
| |
| 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。 |
| |

海南市 空き家の手引き

令和7年3月発行

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

発行/制作

株式会社サイネックス 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15 TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 阪和支店 〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町4丁目81番地 TEL.073-432-6308

※掲載している広告は、令和7年2月現在の情報です。

(広告)

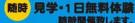


皆様の快適な暮らしのために

いたちが、快適な暮らしをサポートします。

クリーン課業家電販売課

これからの子供達のために







住まいのことでお困りのことがございましたらお気軽にご相談ください



國0120-62-2433 湯浅営業所 國0120-62-2485 國0120-63-1651 御坊営業所 國0120-72-0931 貴志川LPGセンター 60120-64-4800

大崎産業株式会社は、環境・地域・暮らしにやさしい企業活動を実施しております。

[01]「空き家」を放置していませんか?

空き家とは

継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、平成29年3月に「海南市空 家等対策計画」を、令和4年3月に「第2次海南市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを





般家庭からの粗大ごみを収集運搬します。 遺品整理や分別等を行いますのでお気軽にご連絡ください。

ダマされてはいけません!!

一般廃棄物収集運搬業許可海南市許可第7号紀美野町第303046001号

・違法な回収業者 ・高額請求

般廃棄物収集運搬業許可」 を持たない回収業者は違法です! 詳しくは環境省HPで

産業廃棄物収集運搬業許可第03003035638号

解体業務 空き家や空倉庫でこまっていませんか

■リフォーム 空き家などの古民家再生承ります



After

明るい環境づくりをめざす

〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々70-2

家の片付け倉庫の片付けのお手伝い

遠リビングクリーン株式会社 TEL 073-489-3041

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



(広告)



| 02 | 空き家について考えてみましょう!

空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは 何ですか?



我が家の 将来について 考えましょう!

> P6.7 参照

空き家を 所有することに なりました

> P8.9 参照

空き家の 使い方を 考えましょう!

> P8-13 参照

次世代への 引き継ぎについて事前に 考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を 引き継いでもらいたいかなど を明確にしておくことで、残さ れた家族が悩んだり、争うこと がないように準備することが 重要です。

空き家の 所有者には管理責任が あります!

空き家を放置し続けると倒 壊、火災等の危険性や防犯、衛 生上の課題も生じます。

空き家の所有者には法的に も管理責任があります。

家財処分、 相続等について 知りましょう!

空き家の使い方を決めるに あたっては家財の処分や相続 手続き等の理解を深めることが 重要です。また売却や賃貸の可 能性がある場合には、事前に相 談する不動産や空き家バンクに ついて調査しましょう。

〈広告〉·

まずはお気軽にご相談ください!(担当:崎) 無料查定 草刈機・コンパイン・フォークリフト ガソリンorディーゼルエンジン 現金買取 α・崩攻・ユンボ・木工機械・鉄くず セン 近畿リサイクルセンター 〒649-6263和歌山市下三毛801-1 〒640-0441海南市七山1497 機械工具類商 和歌山県公安委員会許可 第651040004339号 TEL.073-499-1153 FAX.073-499-1154 TEL·FAX.073-477-6601



適切な管理を!

当面はそのままにする場合でも、 いずれは活用する(自分で住む、賃 貸・売却する等)ときのために、適切 な管理が必要です。



有効に活用しましょう!

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。 併せて、改修や契約について考えることが重要です。



壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した 空き家や管理が困難な空き家に対し ては、取り壊しもご検討ください。



(広告)





[03] 我が家の将来を考えよう

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

> 現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前 所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。 不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



対続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相 続人の持分割合により相続登記を行いますが、遺産分割協議をすることにより、特 定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割 協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を 図る方法もあります。



>困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれ の悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口

空き家に関する 相談への対応

空き家を「売りたい」「貸したい」、空き家に関して「相談先がわからない」などお困りの方は、 都市整備課までお問合せください。

海南市では空き家の有効活用を目的として、空き家バンクの運営や空き家無料相談会を開 催しています。

相談窓口

海南市 まちづくり部 都市整備課 TEL.073-483-8480



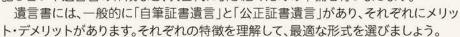
(広告)





> 意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。





| | 自筆証書遺言 | | 公正証書遺言 |
|-------|---|------------|---|
| 作成方法 | 遺言者本人の自筆で記述 ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の 作成には使用可能 | | 遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要 |
| 証人 | 不要 | | 2人必要 |
| 保管場所 | 自宅等で保管 | 法務局で保管 | 原本は公証役場 |
| 検認手続※ | 必要 | 不要 | 不要 |
| 費用 | 不要 | 必要(3,900円) | 必要(財産価格による) |
| メリット | 手軽に作成でき、費用がかからない ※遺言書を法務局で保管する場合は費用が かかります | | ●無効になりにくい砂失などのリスクがない |
| デメリット | 文意不明等で無効になることがある自宅での保管は紛失・隠匿・偽造のリスクがある | | 費用・手間がかかる証人が2人必要 |

※検認手続:家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

.... | check! |

自筆証書遺言書保管制度について(法務省)

手続きの流れや、制度の内容を詳しく知りたい場合は法務省ホームページをご確認下さい。





(広告)





1047 空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

▶ 親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。 相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。 きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順0 → 必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得 →各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を 取得→法務局にて

手順② → 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で 引き継ぐ人を決めましょう。

手順3 > 申請書、添付書類を 用意の上、法務局へ登記 申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の 専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順 → 法務局の審査を経て、 問題無ければ相続登記が 完了します。

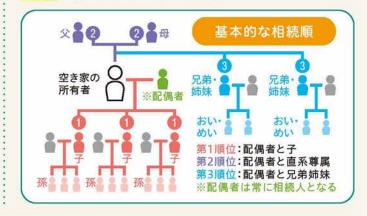
> 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。 遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がい ない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権が ある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の 申請が義務化されました。

オンラインでの 申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由な く登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、10万円以下 の過料が科されるおそれがあります。



戸籍証明書の請求が便利になりました。 今和6年3月1日施行

最寄りの市区町村の窓口で 戸籍証明書等が請求できます。

- ・本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、 1か所の市区町村の窓口にまとめて請求可能!



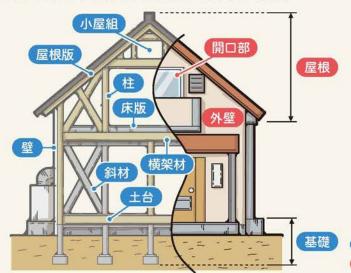


空き家の状態を知ろう(インスペクション)

▶ 建物状況調査(インスペクション)は、空き家の劣化状況等の調査を行うもので、特に住宅の売買においては、売り手と買い手ともに、住宅の状態を把握し取引が出来るとして現在ニーズが高まっている制度です。

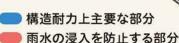
> 木造戸建て住宅の場合

2階建ての場合の骨組(小屋組、軸組、床組)等の構成



建物状況調査とは

国土交通省の定める講習を修了した建築士が、建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の 浸入を防止する部分の劣化・不具合の状況を 把握するための調査です。





検査にかかる時間・費用は?

物件の規模にもよりますが、3時間程度が見込まれます。 費用は各調査実施者により異なりますが、一般的には5~10万程度と言われています。









1057 空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。

> 空き家は定期的な点検と管理が大切です!

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な 通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。 また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



> 自分でできる管理方法

| ne. | 作業項目 | 作業内容 | |
|-----|---|---|-------------------------|
| | 通風·換気(60分程度) | □ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放□ 換気扇の運転 | 建物を傷めないため |
| 内部 | 通水(3分程度) | □ 各蛇□の通水□ 各排水□に水を流す(防臭、防虫のため) | には、できるだけ頻繁に行いましょう |
| | 掃除 | □ 室内の簡単な清掃 | |
| | 郵便物整理 | □ ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理 | |
| 外部 | 製物の清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | ご近所の迷惑になら ないよう念入りに行い |
| | 草取り 庭木の剪定 | □ 草取り、越境している枝やツルの剪定 ましょう | |
| | 雨漏りの有無 | □ すべての部屋に雨漏りがないか | 大雨や台風、地震の |
| 点検 | 建物の傷み | □ 建物に傷んでいるところはないか | あとは必ず点検を行 |
| | 設備の傷み | | いましょう |



空き家の傷み具合チェックシート

外部まわり

屋根

・屋根材の異状 (ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

外壁

・外壁材の異状 (汚れ、色あせ、さび、苔、 ハガレ、ヒビ)

軒裏

·軒天材の異状 (シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

擁壁

- ・水抜き穴の詰まりの有無
- ひび割れの有無
- ・目地の開きの有無

雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

窓・出入ロドア

・ガラス、建付けの異状 (割れ、ヒビ、開閉の不具合、 傾き、施錠の不具合)

家まわり

- ・樹木、雑草の繁茂
- ·害虫、害獣の発生

バルコニー

・床材、手すりの異状 (破れ、虫食い、腐朽、反り、 たわみ、さび、ぐらつき)

土台·基礎

・基礎、土台の異状 (ヒビ、割れ、傾き、腐朽、 虫食い、蟻道)

定期的に 点検 しましょう

内部・設備

天井

・天井材の異状 (ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

壁

・壁材の異状 (ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

床

床材の異状 (ハガレ、浮き、シミ、カビ、 割れ、傾き)

室内ドア・障子

・建付けの異状 (開閉の不具合、傾き)

設備

給水、排水の不具合 (赤水、詰まり、臭い、水漏れ)



和歌山県知事許可(般-4)第014952号

新築・リフォームなど お気軽にご相談ください

| 類場山工務店

紀の川市貴志川町尼寺81番地1

2 0736-60-1667



06 空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸を検討しよう。

▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。 特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や 賃貸などを検討しましょう。

> 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。 早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財 整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



> 売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販 も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。 また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。 方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6、P19参照

売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう。

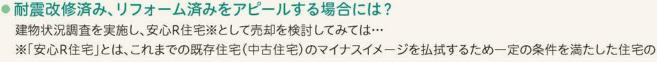
売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。 土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6、P19参照



> 売却・賃貸のヒント

- どこの不動産業者に相談すればよいかわからない場合には? 空き家周辺の地元不動産業者に相談してみては…
- ●売却するのに費用負担が難しい場合には? 解体費や測量費などを含む売却を不動産業者に相談してみては…
- 狭小土地や接道不良土地で売却が難しい場合には? 隣の家に買ってもらえないか提案してみては…
- ●売り出したいが、家に欠陥があってトラブルにならないか? 建物状況調査(インスペクション)をしてみては…→P9
- 借地で空き家が売却できない場合には? 借地契約を延長して賃貸を検討してみては…
- 古くて貸せるか悩んでいる場合には? 固定資産税相当分の家賃で賃貸できないか不動産業者に相談してみては…



広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する 仕組みです。

● 空き家バンクを利用してみては? (詳しくはP20へ) 空き家バンクとは、空き家を「売りたい人」と「買いたい人」をつなぐ、自治体が運営する空き家の情報サービスです。

空き家の情報登録・情報の閲覧は

お問い合わせ 都市整備課 … TEL.073-483-8480



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。これは、 相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を 手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。







☑ 売却のこと

メリットは?デメリットは?どう売るの?

> メリット

- 維持管理にかかる手間とお金が不要
- 一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- 経年劣化による将来下落するリスクの 回避



> デメリット

- 思い入れがある建物が 失われる
- 希望価格で売れない可能性
- 境界確認など手間や経費が 掛かる可能性



専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)





まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくばらんに相談



⑤ 広告

販売活動を行います



2 物件調査

売却予定物件を調査します



◎ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



⑥ 価格杳定

物件を査定した価格が提示されます



🕜 売買契約の締結

契約条件など合意ができたら契約





🕜 媒介契約の締結

売却を依頼します





€ 売却

売買代金の受領と同時に買主に 物件を引き渡します





08 賃貸のこと

メリットは?デメリットは?どう貸すの?

メリット

- 家賃収入が得られる
- 建物(資産)を持ち続けられる
- 担保にできるため融資が受けられる
- 換気や通水などの管理が不要になる



デメリット

- 入居者がいない場合には 収入が得られない
- 入居者とトラブル (家賃滞納等)のリスク
- リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)







●まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



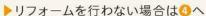
△媒介契約の締結

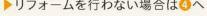
賃貸の仲介を依頼します





🕗 物件調査(リフォームする場合)





- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成

⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により 入居者と契約





😉 リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの 依頼



₫貸開始

所有者が、建物と入居者を 管理するのか?

不動産業者にお願いするのか?相談してください







09 解体のこと

空き家の解体のメリットは?デメリットは?

> メリット

- 土地を売却しやすくなる
- 土地を売却し現金化することで 遺産分割しやすくなる
- 維持管理にかかる手間とお金が不要



デメリット

- 解体経費が必要となる
- 固定資産税の特例措置が 適用されなくなる
- 解体した土地に再建築 できない場合がある



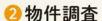
専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)





●まずは解体業者に相談

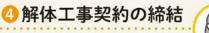
見積り依頼を行います



現地調査します



調査結果に基づき、見積書を作成します



見積金額や内容を確認し 契約します



施工計画や近隣対策などを行います



◎ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡 衣類や家具などの移動や処分



騒音や振動等が伴う工事なので、 ご近所に挨拶されるとよいでしょう (解体業者が代行される場合もあります)

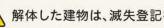


工事完了

現地確認し、工事代金を支払います



解体した建物は、滅失登記をしましょう





解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。

解体後の土地利用も一緒に考えます。

〈広告〉·



「新しく生まれ変わり、新たな未来を創る」

家の解体でお困りですか?

「解体」とは新しい物語の始まりです。

長年培った技術と信頼で、未来の可能性を広げる お手伝いをいたします。地域密着で信頼のサービスを提供!

~無料の現地調査・お見積もり受付中~

お気軽にご相談ください!

)类 WINDROAD株式会社

〒642-0034

和歌山県海南市藤白755 TEL: 073-483-6788

FAX: 073-483-4567 MAIL: info@windroad.net





空家の解体で困っていませんか?



制度の紹介は こちら

> 令和7年度海南市老朽危険空家除却工事補助事業

補助金額

空家の除却(解体・撤去)工事費の2/3を補助 上限50万円

対象となる建築物(以下の①~③の要件をすべて満たすこと)

- ①老朽危険空家に該当する建築物(注1)
- ②居住しなくなった日から1年以上経過している市内の建築物
- ③浴室・キッチン・トイレ等を備えた居住用の建築物

※いわゆる「はなれ」のみの解体は対象外。店舗併用住宅等 の場合は延べ面積の2分の1以上が居住用であれば可。

(注1)老朽危険空家とは、傾いていたり、屋根や壁に穴が空 いているなど、市が定める一定の基準に該当する空家です。 現地調査のうえで判断します。

対象となる方(以下の①~④の要件をすべて満たすこと)

- ①老朽危険空家の所有者、またはその相続人
- ② 令和6年中の世帯員全員の所得金額の合計が月額214,000 円を超えないこと(注2)
- ③世帯員に市税を滞納している方がいないこと
- ④世帯員に暴力団員、または暴力団関係者に該当する方がい ないこと

(注2)公営住宅入居資格者収入基準の計算方法(公営住宅 法施行令)によります。

対象となる工事(以下の①~②の要件をすべて満たすこと)

①老朽危険空家のすべてを除却する工事(解体及び撤去にか かる費用)

※工作物(門や塀など)の除却や、動産の移転・処分は対象外

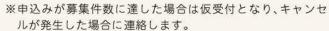
②建設業法の許可、または建設リサイクル法の登録を受けて いる業者が施工する工事

募集期間·募集件数

募集期間 4月1日(火)~

募集件数 40件

※申込みは、先着順で受け付けます。



※工事は、補助金交付申請後、市から「補助金交付決定通知書」 が届いた後に着工してください。

補助金の交付決定通知前に着工した場合、補助の対象と なりませんのでご注意ください。

申込み・問い合わせ

申込み先

都市整備課、下津行政局、各支所·出張所(8時 30分~17時15分、閉庁日除く)にお申し込み ください。市公式ホームページからのダウン ロードも可能です。

問い合わせ先 都市整備課 計画・みらい班(☎483-8480)

期間限定

空家解体撤去後の土地に係る固定資産税を5年間に限り減 免します。(令和9年3月31日の申請までの期間限定。)

※法人等は対象外となります。また、減免期間中に、売買等に より所有者等の変更があった場合や、新たな土地利用を開 始した場合は、減免を終了します。

※解体着工前に、事前確認の手続きが必要です。

問い合わせ

空家の確認等に関すること 都市整備課 計画・みらい班 ☎483-8480 税の減免等に関すること 税務課 資産税班

23483-8417



10 リフォームのこと

> 令和7年度 海南市 空家リフォーム工事補助事業

転居または移住に伴い、空家を購入または譲り受けて、リフォーム工事を行う場合の費用を補助します。



空家を購入・譲り受け

リフォーム工事の実施

移住・引っ越し

※引っ越し後にリフォーム工事を行うことも可能です。

市外から移住される方

リフォーム工事費の2/3を補助 上限100万円

上限120万円 若者世帯の方(注1)は

(注1)40歳以下の方で、中学生以下の子供を扶養している、または結婚して5年以内の方(夫婦どちらかが40歳以下であれば可。)

利用者の声

「補助金を活用して理想の暮らしを実現」

(海南市 Mさん)



家を探していたところ、空き家 バンクで気に入った物件を見 つけ購入。補助金を活用し、浴 室などをリフォームしました。 理想の暮らしを実現すること ができ、今では家に帰るのが楽 しみになりました。

工事着工前に 申込みが必要です!

補助金の交付には 他にも要件がありますので まずは都市整備課まで



制度の紹介は

申込み・問い合わせ

申込み先

都市整備課、下津行政局、各支所・出張所(8時30分 ~17時15分、閉庁日除く)にお申し込みください。申 請書類は一部市公式ホームページからのダウンロー ドも可能です。

問い合わせ先 都市整備課 ☎483-8480

(広告)

完全自由設計で注文住宅を建築しています。 リフォーム・増改築など、建物のことならお任せください。



海南市下津町丸田911-2 TEL 073-488-8823





@KADO_KENSETSU



⑪ 空き家の相談窓口



> 空き家に関する相談

| 担当窓口 | 電話番号 |
|---------------------------|------------------|
| まちづくり部都市整備課 計画・みらい班 | TEL.073-483-8480 |
| 空き家相談センターわかやま | TEL.073-427-6070 |
| 空き家なんでも相談「TAKUSERU(タクセル)」 | |

> 固定資産税に関すること

| 担当窓口 | 電話番号 |
|--------------|------------------|
| 総務部 税務課 資産税班 | TEL.073-483-8417 |

> 土地の境界に関すること

| 担当窓口 | 電話番号 |
|------------|------------------|
| まちづくり部 管理課 | TEL.073-483-8489 |

> 売却・賃貸に関すること

| 事業者団体 | 電話番号 |
|-------------------|------------------|
| (公社)和歌山県宅地建物取引業協会 | TEL.073-471-6000 |

> 空き家の税務に関すること

| 担当窓口 | 電話番号 |
|--------------|------------------|
| 総務部 税務課 資産税班 | TEL.073-483-8417 |

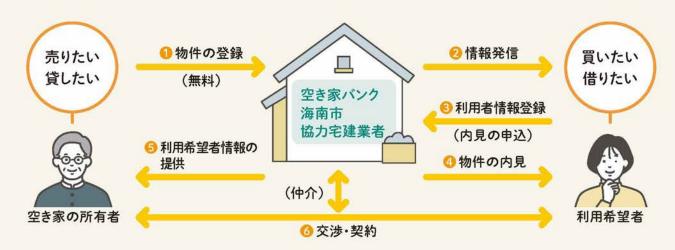


12 空き家バンク

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか?

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は海南市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



登録について

- 登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者 に仲介手数料の支払いが生じます。
- 登録には申請書等の提出が必要

どのような家が登録できる?

- 所有者が明らか(登記済)な家
- 大規模な改修が不要な家

お問い合わせ 都市整備課

TEL.073-483-8480 FAX.073-483-8483 MAIL.toshiseibi@city.kainan.lg.jp









いのりえ海南

火葬のみのシンプルなお別れのかたちです。



〒642-0028 和歌山県海南市幡川99-1

「いのりえ」では、24時間利用可能な安置室を2部屋完備しています。 ご家族が大切な人と過ごす時間が、心安らかな場所でゆっくりと祈る事 ができる時間の提供になればとの思いから用意させていただいてます。

コミュニティ空間

ひといき

空き時間におくつろぎ頂いたりご友人と ※で呼間にあくつつき頂いたりで友人と 趣味のワークショップの開催&作品の展 示会議など…みなさまのコミュニティ スペースとしてどうぞお気軽にご来店・ ご利用ください



〒642-0002 和歌山県海南市日方1521-4



お料理で幸せなひとときを。 心を込めてお届け致します。

お届け料理

AGOMI TEL.073-488-6448 [受付時間]9時~17時 海南市七山1495-3



行楽・法事など、様々なシーンに ご利用頂けるメニューを 多数取り揃えております。



お料理 素材選びから献立に至るまで、 入念に作りあげています。

小規模なお葬式にふさわしい閑静 な式場です。参列者の少ない落ち



T640-1141 和歌山県海草郡紀美野町小畑284-1

お葬式ホール

五色台聖苑 (公営式場) 火葬場に隣接し、地元の方に広く ご利用いただいています。 様々な形態のお葬式にふさわし い、ゆったりとした空間です。



〒640-1251 和歌山県海草郡紀美野町国木原577番地4

30名様までの家族葬ホール

NUKUMORI°しこね

少人数のお別れにふさわしい上質 な落ち着いた家族葬ホールです。



〒642-0019 和歌山県海南市重根西1丁目5番13

安心の割引保証システム" 生前予約制度 各種無料相談

入会金11,000円

0%四引/ 55元 49.5元 1

運営 24時間

365日対応

創業100年の実績と信頼



会員入会・会館見学・お葬式相談 *まずは お電話ください。 000 0120-89-2031



www.michiue-sousai.com WEB